

千葉市発達障害者支援センター運営事業実施要綱

(目的)

第1条 千葉市発達障害者支援センター（以下「センター」という。）は、自閉症等の発達障害のある障害児（者）（以下「発達障害児（者）」という。）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害児（者）及びその家族等からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設及び関係機関との連携強化等により、発達障害児（者）に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進し、もって、これらの発達障害児（者）及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は千葉市とし、運営については、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第14条第1項に基づく指定を受けた社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人その他の発達障害者支援法施行令（平成17年政令第150号）第2条に定める法人に委託して行うことができる。

2 委託を受けた社会福祉法人等は、市長の承認を得て、事業の一部について他の社会福祉法人等に委託することができる。なお、この場合には、社会福祉法人等は、委託先の社会福祉法人等との連携を密にし、一体的に事業に取り組むものとする。

(障害児入所施設等への附置)

第3条 センターは、発達障害児（者）に対する効果的な支援が行われるよう、発達障害児（者）に対する相談支援等に関する知見の活用、夜間及び緊急時への対応並びに一時保護等の活用を図る観点から、原則として、障害児入所施設、障害者支援施設その他千葉市が適当と認める施設（以下「障害児入所施設等」という。）に附置するものとする。なお、特定非営利活動法人へ委託する等、障害児入所施設等に附置しない場合においても、夜間及び緊急時への対応並びに一時保護等の体制が確保できるよう、障害児入所施設等との連携を図ることとする。

(センターを附置する施設等の選定)

第4条 千葉市は、障害児入所施設等の中からセンターを附置する施設等を選定するものとする。

なお、選定に当たっては、地域における発達障害児（者）及びその家族のニーズを十分に把握し、利用者の利便性に配慮の上、選定するものとする。

（利用対象者）

第5条 センターが行う事業の利用対象者は、自閉症（知的障害を伴わない自閉症（高機能自閉症）を含む。）、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものうち、言語の障害、協調運動の障害その他心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害を有する障害児（者）及びその家族等とする。

（事業内容）

第6条 センターにおいては、地域の発達障害児（者）及びその家族を支援するため、次に定める事業を実施する。

（1）発達障害児（者）及びその家族等に対する相談支援

- ① 発達障害に関する各般の問題について、発達障害児（者）及びその家族等からの相談に応じ、適切な指導又は助言をするとともに情報提供を行う。
- ② 発達障害児（者）に対する相談支援は、来所又は訪問による面談のほか、電話による相談を実施することとし、地域の発達障害児（者）及びその家族等のニーズや相談内容に応じて弾力的な対応を図るものとする。

（2）発達障害児（者）及びその家族等に対する発達支援

- ① 発達障害児（者）及びその家族等に対し発達支援に関する相談を実施し、家庭での発達障害児（者）の発達に関する指導又は助言、並びに情報提供を行うとともに、必要に応じて、発達障害児（者）の医学的な診断及び心理的な判定を行うこととする。その際、児童相談所、知的障害者更生相談所及び医療機関等と連携を図るものとする。
- ② 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、障害児入所施設、障害者支援施設（以下、「児童発達支援事業所等」という。）及び保育所等に入所している発達障害児（者）に対する発達支援方法に関する指導又は助言を行うものとする。

（3）発達障害児（者）に対する就労支援

就労を希望する発達障害児（者）に対し、就労に向けて必要な相談等による支援を行うとともに、必要に応じて公共職業安定所、障害者職業センター、千葉障害者就業支援キャリアセンター等の労働関係機関との連携を図るものとする。

(4) 関係施設及び関係機関等に対する普及啓発及び研修

- ① 発達障害の特性及び対処方法等について解説したわかりやすいパンフレット、チラシ等を作成し、児童発達支援事業所等の関係施設及び児童相談所、知的障害者更生相談所、保健福祉センター、保健所、学校、幼稚園、保育所、医療機関、企業等に配布することなどにより普及啓発を図り、発達障害児（者）に関する理解の促進に努める。
- ② 発達障害児（者）に対する取り組みを積極的に進めるため、児童発達支援事業所等の関係施設の職員及び児童相談所、知的障害者更生相談所、保健福祉センター、保健所、学校、幼稚園、保育所、医療機関等の関係機関の職員、並びに千葉市の障害福祉を担当する職員を対象に研修を実施する。

(5) その他、発達障害児（者）及びその家族等に対する支援に関すること。

(職員の配置)

第7条 この事業を行うにあたっては、あらかじめ、センターの管理責任者を定めるとともに、事業を担当する次の職員は常勤の者でなければならない。

なお、事業を担当する職員は、センターを附置した障害児入所施設等の入所児（者）に対する直接処遇の業務は行わないものとする。

① 相談支援を担当する職員

社会福祉士（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に定める社会福祉士をいう。以下同じ。）であって、発達障害児（者）の相談支援について、相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と千葉市長が認める者。

② 発達支援を担当する職員

発達障害児（者）の心理判定及び発達支援について、相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と千葉市長が認める者。

③ 就労支援を担当する職員

発達障害児（者）の就労について、相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と千葉市長が認める者。

(職員の責務)

第8条 センターの職員は、その職務を遂行するに当たっては、発達障害児（者）及びその家族等のプライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由がなく、その業務上知り得た発達障害児（者）及びその家族等の秘密を漏らしてはならない。

2 センターは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た

発達障害児（者）及びその家族等の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

- 3 職員は、センターの果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会及び異職種との交流等あらゆる機会を捉え、支援の知識・技術等に関し、自己研鑽に努めるものとする。

（設備）

第9条 センターには、次の設備を設けるものとする。ただし、センターを附置した障害児入所施設等の入所児（者）への支援や、施設の運営上支障がない場合には、附置した施設と設備の全部又は一部を共有することは差し支えないものとする。

なお、相談室等については、利用者の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮するものとする。

- ① 相談室
- ② 事務室
- ③ 便所
- ④ その他必要な設備

（事業の周知）

第10条 千葉市及びセンターは、地域の発達障害児（者）及びその家族等が本事業を利用しやすくするため、事業の目的や利用方法等について、積極的に広報活動を行うものとする。

（関係施設及び関係機関との連携）

第11条 センターは、発達障害児（者）及びその家族に対し、福祉、保健、医療、教育、就労の各分野の支援が総合的に提供されるよう、関係施設及び関係機関との密接な連携を図ること。

（苦情解決等）

第12条 センターは、その提供した相談支援等に関する発達障害児（者）及びその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 センターは、その提供した相談支援等に関し、市長が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は千葉市職員からの質問若しくは照会に応じ、並びに発達障害児（者）及びその家族等からの苦情に関して千葉市が行う調査に協力するとともに、千葉市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導

又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 相談支援等の実施に当たっては、発達障害児（者）及びその家族にその内容を十分に説明し、同意を得るなど、その権利擁護に配慮すること。

（費用の支弁）

第13条 市長は、第2条第1項の規定による委託に要する費用として、別に定める額を事業者からの請求により支払うものとする。

（備付諸帳簿）

第14条 本事業を行うものは、次の帳簿を備えなければならない。

- （1）相談受付台帳
- （2）経理簿
- （3）ケース記録
- （4）報告書

（事業報告）

第15条 市長は、事業の適正な運営に資するため、委託団体に対し、事業の概要及び実績等につき、年に1回以上定期的な報告を求めることができる。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成25年3月15日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。